平成２９年（フ）第４９７号
愛知県知立市西町新川２番地２　ソシアル清和新川508号
債務者　加藤　知美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
愛知県岡崎市大樹寺３丁目11番地20　アメニティ大樹寺壱号館　303
債務者　大浦　康明
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｈ－306
債務者　小山美佐子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
愛知県高浜市沢渡町３丁目６番地10　（アトレ三河高浜305号）
債務者　江藤　慎二
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
愛知県高浜市沢渡町３丁目６番地10　（アトレ三河高浜305号）
債務者　江藤めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５号
愛知県知立市八橋町池下127番地　ファーストハイムＡ202号
債務者　武藤　美香
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
岐阜県大垣市東前１丁目30番地21
債務者　宮川　千明
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
高知市江陽町５番３号　ＡＳハウス江陽２Ｆ東
債務者　野村　孝子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８０号
高知市横浜730番地
債務者　大地　誠志
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５１３号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目18番５号　代官平ハイツ102号室
債務者　山田　晶子（旧姓宮ケ原）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１号
北海道北見市とん田西町298番地２　コーポ西町２号、前住所北海道紋別市大山町１丁目２番地の17
債務者　山本　夏代
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第２号
山形県西置賜郡飯豊町大字中2550番地１
債務者　嶋貫　明美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１６５５号
埼玉県桶川市末広１丁目１番18号　アカギコーポ１Ｆ
債務者　髙柳　成生
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７１号
埼玉県白岡市新白岡６丁目12番地４　愛の家グループホーム白岡
債務者　山本フミエ
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１８号
さいたま市西区大字指扇2567番地１　ボヌールＢ棟202
債務者　菊地久美子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１２号
埼玉県草加市松原１丁目１番６－1311号、旧住所東京都足立区花畑５丁目８番70－201号
債務者　安部　悠太（旧姓永盛）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７３３号
埼玉県三郷市早稲田４丁目20番地１　プロスペリテ早稲田101
債務者　松汐　義行（旧姓嘉数・下）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係